

令和 7 年度
こどもデータ連携実証事業
事業計画書
【別府市】

1 応募者の概要

名称	別府市
代表者職氏名	別府市長 長野 恭紘
担当部署	こども部 子育て支援課
事業責任者	子育て支援課 課長 [REDACTED]
担当者情報	子育て支援課 事業支援係 係長 [REDACTED] 子育て支援課 事業支援係 主査 [REDACTED] 子育て支援課 事業支援係 主任 [REDACTED]
担当者連絡先	☎ [REDACTED] ☒ [REDACTED]
組織体制及びこども政策の取組内容	国のこども家庭庁発足に合わせ、本市においても令和5年4月に新しく「こども部」を設置した。「子育て支援課」「こども家庭課」の2課体制で「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども政策を実施している。 現在のこども施策の取組内容は、こどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、家庭支援事業6事業の実施に加え、市独自で1歳未満のこどもを持つ産婦に地域資源を活かし、休息を提供するウェルネス産後ケア、こども食堂に対しての運営費の補助等を実施している。 子育て世帯の経済的な負担軽減として、子ども医療費の対象者の拡充(高校生まで)や、保育所・幼稚園・小中学校の給食費の補助(1、2人目半額、3人目全額)を実施している。 不登校支援として、中学校に登校支援ルームの設置、フリースクール等利用児童生徒支援補助金制度を創設した。 また、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階(事前領域)で効果的な支援につなげることを目的とした「別府市こども見守りシステム事業」を令和4年度から市独自で実施しており、昨年令和6年度はこどもデータ連携実証事業(以下、国実証事業)に採択され、貧困・不登校に関連する事業について取組を行った。

2 実証事業計画の詳細

【2-1 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的】

本市では「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもたちが自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、切れ目なくこどもの状況を把握・サポートし、すべてのこどもの健全やかな成長やウェルビーイングの推進につながる環境づくりを推進するための体制強化に取り組んでいる。

体制強化を図るために、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、本市が保有しているこどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを連携し、分析・検証することで、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階(事前領域)で効果的な支援につなげることを目的とした「別府市こども見守りシステム事業(以下、こども見守りシステム事業)」を令和4年度から開始している。

本市は今までに「こども見守りシステム事業」において以下の取組を行ってきた。

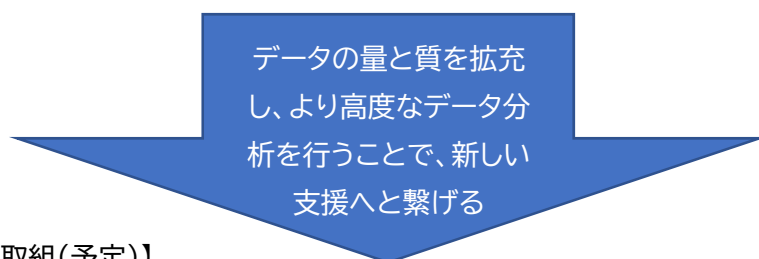
【過年度こども見守りシステム事業取組内容】

年度	取組内容
令和4年度	【児童家庭相談システムの構築】 要保護児童対策地域協議会で管理している要支援児童等や困難を抱えるこども等を一元的に管理し、児童家庭相談の記録や家庭の属性などの傾向を把握するためのシステムを構築した。
令和5年度	【こども見守りシステムの構築】 「貧困」と「不登校」を重点的政策目的とし、市内の0歳から18歳までのこどもに関するデータを一元化するためのシステムを構築した。 当システムでは先行自治体を参考に、支援の必要性が高いと思われるこどもを抽出するための「判定ロジック」を実装した。
令和6年度	【国実証事業に基づくシステム運用及び支援の実施】 国実証事業に採択。システムにて抽出された支援の必要性が高いと思われるこどもに対し、人によるアセスメント(支援や見守り等の必要性の確認・検討)を行い、支援が必要と判断されたこどもや家庭への個別支援を実施した。 また、上記と併せて「困難の種類とデータとの関連性」や「判定ロジックの精度向上可能性」を検証するためのデータ分析を行い、本市の取組に対する有識者からの意見等も聴取し、次年度に実施が可能かつ有用だと考えられる事業について検討した。

一方で、国実証事業等を通して明確になった課題・仮説として以下内容(懸念点、反省点等)が確認された。令和7年度ではより高度な支援を実施していくために以下の取組を行う予定である。

【令和6年度事業にて明確になった課題・仮説】

令和6年度 課題・仮説	課題・仮説として、データの量不足(令和5年度事業開始後データ約1年半分のみ)やデータの質不足(本人や保護者の「生活習慣」等の情報の不足)等が分析精度を低く留める要因と思料。
----------------	--



【令和7年度取組(予定)】

令和7年度 取組内容	【新たな取組】 ① 過去のデータまで収集を行う【データ量の拡充】 ② 困難の類型と関連が深いと思われる「生活習慣」等のデータを新たに調査・収集する。【データ質の拡充】 ③ 上記データを分析することで、有用な支援策を検討・実施する。【新たな支援方法・アプローチを模索】 【継続する取組】 ④ 「データ収集・整理⇒システム取込⇒支援対象者抽出⇒人によるアセスメント(支援方法検討)⇒支援実施⇒支援結果報告⇒システムへの反映」の一連の事業については、通常システム運用として①～③と並走して実施する。
---------------	--

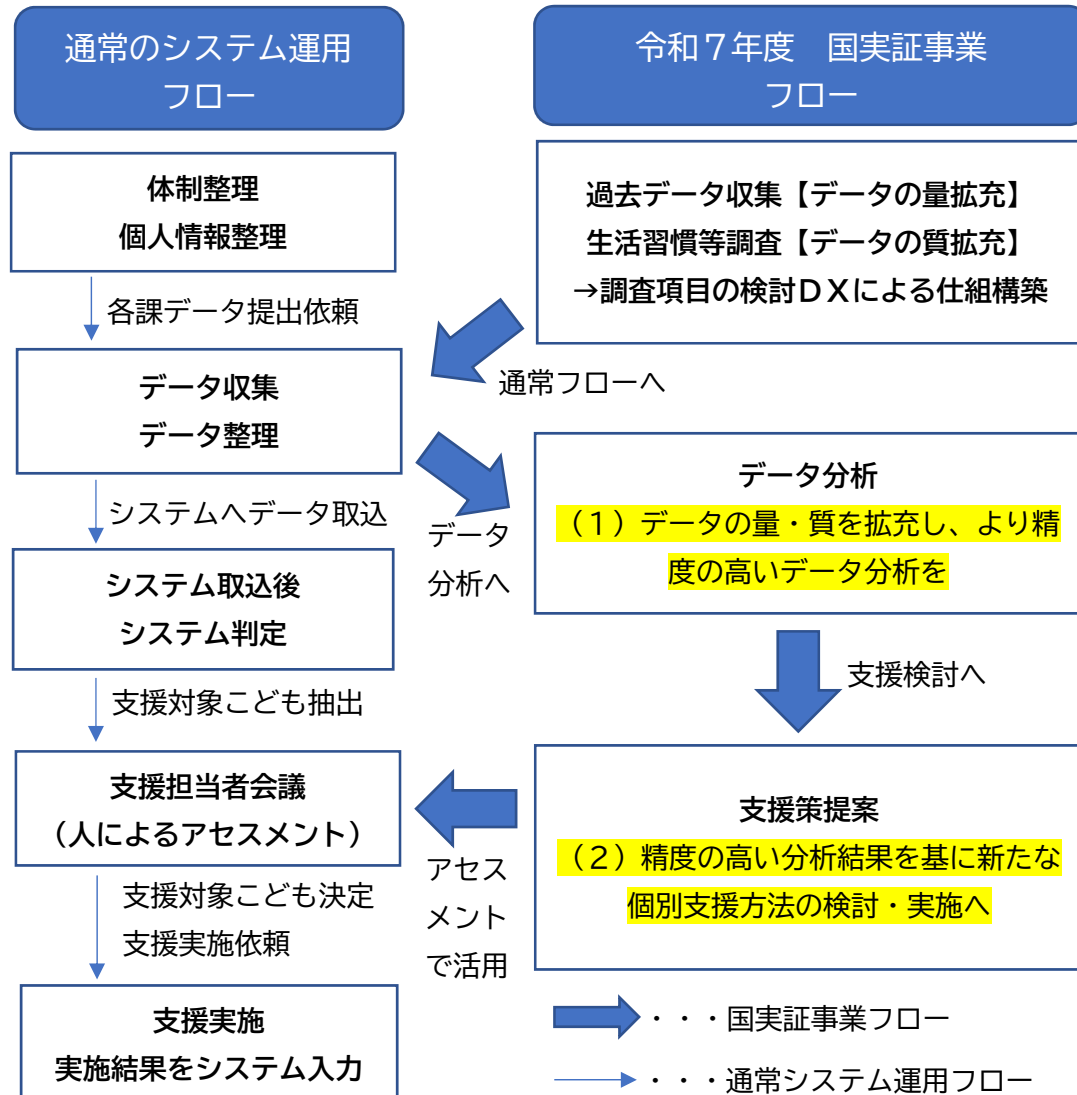
令和6年度事業の懸念点として、データの量及び質が不足していたことがあげられた。

令和7年度は【新たな取組】として上表①②事業においてデータの量と質を拡充させ、上表③事業において「データ分析の高度化」を図ることで、新たな支援方法・アプローチ方法を検討、実施していく。

また【継続する取組】として上表④事業を実施する。④事業では人によるアセスメント(支援方法検討)のフェーズにて①～③事業結果を活用することで一体的な取組としていく予定である(令和7年度取組イメージ図については次ページに示す)。「こども見守りシステム」の精度向上を行うことで、令和7年度以降、現場体制における更なる人的リソースや支援の予算配分の最適化や持続可能な体制構築を目指す。

以上、今年度の本市の取組事業内容が国実証事業の政策目的と合致していたため、令和6年度に引き続き、令和7年度も応募する運びとなった。

【令和7年度取組 イメージ図】



令和7年度国実証事業においては上記(1)(2)を重点取組項目として事業を実施していく。

(1)データの量・質を拡充し、より精度の高い分析を

過去データ収集に伴う「データ量拡充」、生活習慣等調査の新規実施に伴う「データ質拡充」を軸に、データ分析を実施する。「判定に有用なデータの考察」「困難の種類とデータとの関連性」や「困難の種類に該当することの傾向」「昨年度システムとの精度比」など昨年以上の精度の高い分析結果(アセスメント対象とした児童の内、実際に困難の可能性が認められた割合の向上等)が得られることが期待される。

(2)精度の高い分析結果を基に新たな支援方法の検討・実施へ

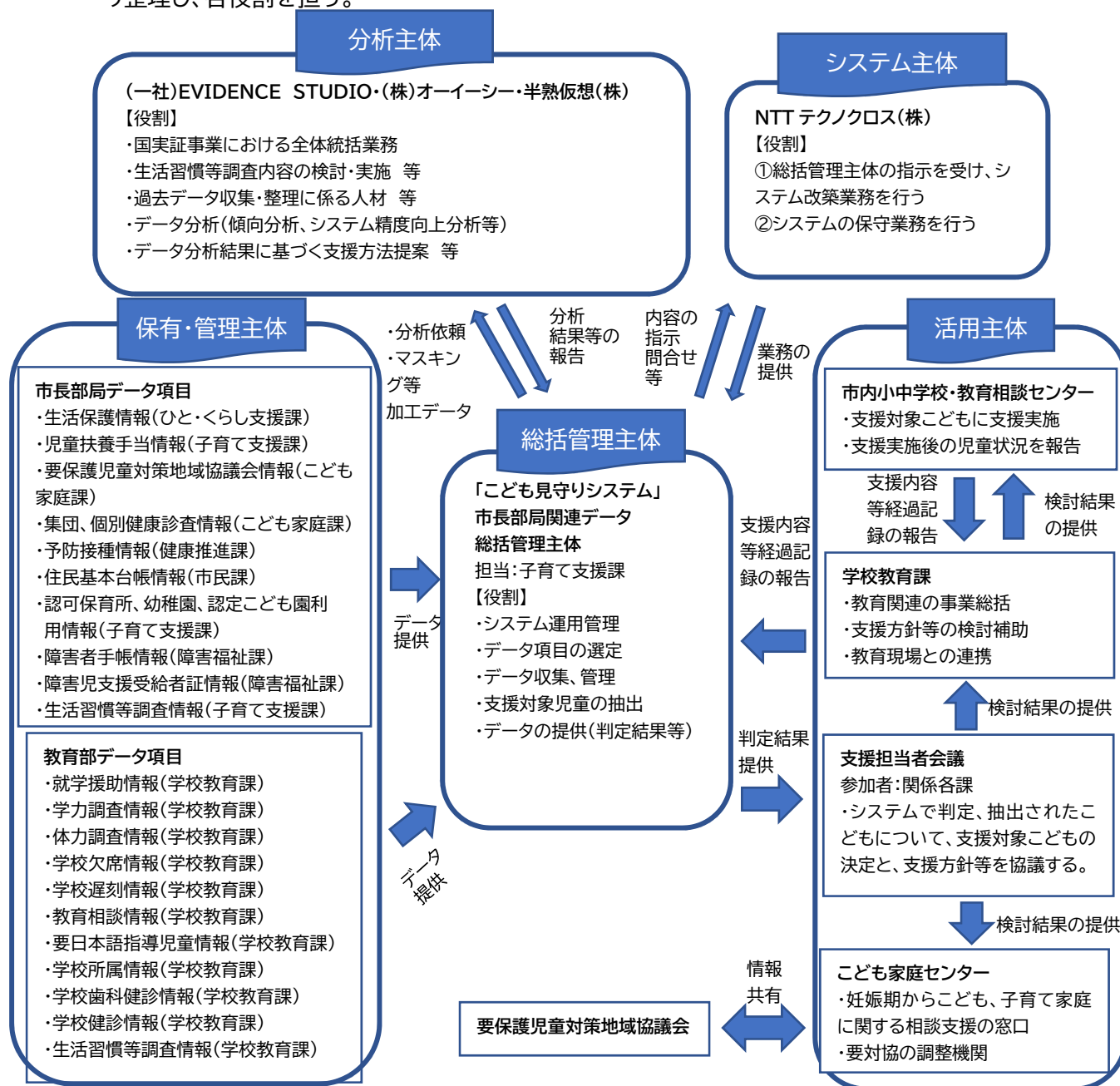
(1)分析結果によって変わるものではあるが、例えば毎日朝食を食べているこどもとそうでないこどもを比較した場合「朝食を食べていないこどもほど不登校になる傾向が強い」などの分析結果が出た場合は、前兆のあるこども・家庭に対して朝食が取れるこども食堂を案内するなどの個別支援を実施することができるとともに、効果的なポピュレーションアプローチへの

展開が可能となる。

上記例のように、人によるアセスメントの際にデータ分析結果を $+\alpha$ することで、今までの情報のみでは見えなかった、新しい支援内容の検討に資することができるものであると期待している。

【2-2実施体制、役割等の全体像(図)】

「こども見守りシステム」の運用において、複数の関係機関が効果的に共同していくことが重要になるため、各主体の役割と責任を明確にし、適切に対応していくことが必要である。役割分担を総括管理主体、保有・管理主体、活用主体、分析主体、システム主体の分類を下図のとおり整理し、各役割を担う。



※参考：国実証事業の範囲は上記の「分析主体」に関する事業（詳細は「3 実証事業に必要な経費等」とし、「システム主体」などその他は別府市の自主事務事業及び自主事業予算で実施する。

(1)総括管理主体

総括管理主体は、「こども見守りシステム」の取組を総括的に管理し、データ管理体制の中核を担う。以下に総括管理主体の役割を示す。

①データ項目の選定

利用するデータ項目はこどもや家庭のセンシティブな情報であり、その利用にあたっては慎重な検討が必要となる。また、プライバシー保護の観点からも、こどものウェルビーイングの推進につながるための政策目的に関連性が認められるデータに限り、必要最小限にとどめて選定する。また、選定したデータの提供を保有・管理主体に求め、総括管理主体が収集したデータを各活用主体へ利用目的に併せて必要最小限の範囲で提供を行う。

②支援が必要なこどもの抽出

提供されたデータを用いて、支援の必要性の判定を行い、潜在的に支援が必要なこどもを抽出する。また、分析主体に個人情報の保護措置を講じた上で情報提供を行い、判定結果の分析を指示し、判定精度の向上を図る。

③データの管理

利用するデータ項目はこどもや家庭のセンシティブな情報であり、取扱いについては慎重に行う必要がある。総括管理主体は、個人情報保護法において必要となる個人情報の保護措置を実施し、保有・管理主体、分析主体、活用主体へ適正な取扱いについて指示する。また、市民への適切な説明を実施し、データ活用への理解を進める。

(2)保有・管理主体

保有・管理主体は、総括管理主体や分析主体が必要とするデータについて、総括管理主体からの依頼を受け、必要なデータを特定し、提供する役割を担う。目的外利用や外部提供が必要となる場合には、総括管理主体と協議を行い、データの取得、提供について整理を行う。

(3)活用主体

活用主体は、総括管理主体からシステム判定・抽出情報の提供を受け、これまでに把握している情報と総合的に照合し、支援が必要なこどもを決定する。支援が必要なこどものアセスメントを実施するとともに個々の支援方針を決定し、具体的な支援を実施する。また、支援状況の継続的な記録を行い、「こども見守りシステム」にフィードバックすることにより、よりの確で効果的な支援を実施する。なお、関係機関との連携が必要になるため、個人情報の適切な取扱いの確保のため、安全管理措置を講ずる。

(4)分析主体

分析主体においては、総括管理主体からマスキング加工等が行われたデータの提供を受け、システムの効果検証（判定ロジック、収集データ項目の検証、見守り判定対象のこど

もの傾向分析)、システム精度向上の提案、支援が必要なこどもの支援策の提案等を実施する。令和 7 年度については、より高度な分析に資するため、データの量と質を拡充させる取組を行う。データの量を拡充させるために、過去データを収集・整理するとともに、データの質を拡充させるために新たに収集する生活習慣等調査の内容検討及び仕組み構築を実施する。

(5)システム主体

システム主体においては、総括管理主体からシステム改築に係る指示を受け、システム改築業務を提供するとともに、システムに係る問合せ等に対応する。

また、システムの運用保守業務の役割を担う。

【2-3 利用するデータ項目】

番号	データ名	収集項目(概要)	基本連携データ項目 の該当番号※
1	生活保護情報	受給の有無 など	18
2	児童扶養手当情報	受給の有無 など	19
3	就学援助情報	受給の有無 など	
4	要保護児童対策地域協議会情報	登録の有無、登録内容 など	1
5	学力調査情報	学力テスト結果 など	
6	体力調査情報	体力テスト結果 など	
7	学校欠席情報	欠席日数 など	12
8	学校出席、遅刻情報	出席・遅刻日数 など	13
9	集団、個別健康診査情報	健診結果、アンケート結果 など	3、4、5、6、7、8、9
10	予防接種情報	予防接種受診の有無 など	
11	住民基本台帳情報	氏名、年齢などの基礎情報	
12	認可保育所、幼稚園、認定こども園利用情報	施設への所属状況 など	
13	教育相談情報	相談回数 など	
14	要日本語指導情報	登録の有無 など	
15	障害者手帳情報	手帳所持の有無 など	10
16	障害児支援受給者証情報	発行履歴の有無 など	11
17	学校所属情報	学校への所属 など	
18	学校健診情報	身長、体重 など	9
19	学校歯科健診情報	虫歯の本数 など	
20	生活習慣等調査情報	生活習慣状況 など	

※「こどもデータ連携ガイドライン」表3-1参照

「利用するデータ項目」のうち、①昨年度と同じものを遡及的に収集するデータ・収集項目は無下線のもの(表1～19番)、②今年度新たなものを調査・収集するデータ・収集項目は有下線のもの(表20番)とする。

今年度「20 生活習慣等調査情報」の追加収集を検討している理由としては、以下のとおり。

(ア)昨年度本市において実施した有識者会議にて「本人や保護者から直接収集する日常データ」について有用である可能性が示されたこと。

(イ)「文部科学省委託事業 不登校の要因分析に関する調査研究報告書(公益社団法人子どもの発達科学研究所 令和6年3月公表)」ほか、様々な研究・論文において生活習慣等(インターネット・ゲーム時間、睡眠時間、家庭環境の変化など)が不登校と関連がある可能性を示していること。

また、新規収集する「20 生活習慣等調査情報」については、他のデータと同様、データ分析主体において「有用性」や「困難の類型との関連性」等を検証していく。

【2-4 個人情報の適正な取扱いに関する対応方針】

【1】個人情報の取扱いに係る対応事項について

こどもに関する各種データの連携に利用するデータについては、こどもや家族のセンシティブな個人情報であり、その取扱いは慎重に行う必要がある。政策目的との関連性を検討したうえで、こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン」や個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を参考に個人情報保護法における利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供としての法的整理等を行う。

【2】利用目的の整理

こどもデータ連携の取組において、地方公共団体の機関等が新たに取得する個人情報については、「利用目的をできる限り特定」しなければならない(個人情報保護法第61条第1項)とあるが、一方で既に取得している個人情報を、当該個人情報の利用目的と異なる目的で内部利用及び外部提供を行う場合には、「法令に基づく場合による利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」又は「相当の理由がある場合による利用目的以外の目的による利用及び提供」等についての整理が必要である(個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号参照)。

本事業では、多くの部署が保有するデータを用いることとなるため、地方公共団体の機関が「法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第2号)、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」(個人情報保護法第69条第2項第3号)に法的根拠を求め、次の①から④の注意事項を整理した。

①当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること。

本事業がこどもを取り巻く問題である「貧困」と「不登校」について潜在的に支援が必要なこどもに対して、問題が発生する前の段階(事前領域)で抽出し、支援策につなげていくためのデータ分析を実施するときのみ、蓋然性が高いと思われる必要な最小限の項目を取得するものとしていること。また、利用する情報項目は、一定期間ごとに事業効果の評価・検証を行い、項目の追加、削除等見直しを実施していくこと。

②法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること(個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号)

データ項目の利用、提供について、こどもを取り巻く問題である「貧困」、「不登校」を分析するに当たり、蓋然性が高いと思われる必要最小限の項目としていること。

③当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき(個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号)

必要最小限の範囲で個人情報を地方公共団体における内部利用及び外部提供によってデータ連携することにより、こどもを取り巻く問題である「貧困」、「不登校」が発生する前の段階で、潜在的に支援が必要なこどもたちを早期に発見し、必要な支援につなげ、効果的な支援を提供することは、喫緊の課題であり、公益性のある取組であること。

④本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと(個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書)個人情報の取扱いに際し、安全管理措置等を講ずることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがない取組であること。

(3) 個人情報ファイル簿の作成

本事業を実施する際には、通常複数のデータを使用することが想定される。そのため、地方公共団体の機関等は保有している個人情報ファイルについて適切に漏れなく把握することに留意しつつ、個人情報ファイル簿の作成及び公表を実施する必要がある。(個人情報保護法第 75 条第 1 項)別府市では、個人情報ファイル簿を整理し公式ホームページで公表している。

(4) 安全管理措置

情報セキュリティに関する安全管理措置については、「別府市情報セキュリティマネジメント規則」に沿って対応している。また、安全管理措置の具体的な対策は以下のとおりとする。

①組織的安全管理措置

・「別府市情報セキュリティ対策基準」に指定された情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定めていると共に、システムを利用できる所属及び職員ごとに利用権限の設定を行うこととし、当該職員に限りユーザー登録を行っている。

②人的安全管理措置

・市職員に、定期的なセキュリティ研修を実施している。

委託事業者(再委託先を含む。)は、情報セキュリティの確保を講じ、機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないことを要件とする。

③物理的安全管理措置

・端末は施錠のできる執務室での利用、もしくはセキュリティワイヤーにより固定されており、

持ち出し禁止となっている。

④技術的安全管理措置

・システムは、情報セキュリティの国際規格(ISO 27001/27017/27018)の認証を取得し、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)にも登録されている安全性の高いシステムを採用している。

・システムは、LGWAN ネットワークのみに接続しており、他のネットワークとは相互接続されておらず、外部からのシステムへのアクセスやデータの外部への送信はできないよう制限されている。

・アクセスコントロールとして、こども見守りシステムにアクセスできる職員を限定している。

・端末は、外部記憶装置が接続できないよう制限されている

(5) 開示、訂正、利用停止請求への対応について

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求等については、別府市個人情報保護法施行条例に具体的な事務手続が定められており、関係法令に基づき対応することとしている。

(6) プライバシーの保護

本事業の取組において利用する個人情報は、こどもや家庭のセンシティブな個人情報であるため、個人情報保護法に準拠していれば充分であるとはいえず、プライバシーに配慮しつつ取組を実施する必要がある。プライバシーの保護の取組としては、「別府市情報セキュリティ対策基準」の体制で対応している。また、次の①～③に留意して本事業を実施している。

①個人情報を取得する際には、政策目的を明確化した上で、政策目的を達成するために必要最小限の情報のみについて、プライバシーに配慮した形で取得すること。

▶データ項目の選定については、こどものウェルビーイングの推進につながるための政策目的「貧困」「不登校」に関係する情報として、デジタル庁が策定した「こどもに関する各種データの連携に係る留意点(実証事業ガイドライン)」や、こども家庭庁が令和7年3月に策定した「こどもデータ連携ガイドライン」を参考とし、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象とし、必要最小限の情報のみ取得している。

②取得した個人情報を基に、判定ロジックを用いて対象者の支援の必要性を判定する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは許容されず、人の目による支援等の必要性の確認を補助する材料の一つとすること。

▶総括管理主体にて提供した情報を基に「こども見守りシステム」支援担当者会議(以下、「支援担当者会議」。)にてシステムで判定、抽出されたこどもについて協議し、人の目により支援や見守り等の必要性を確認・検討を行っている。

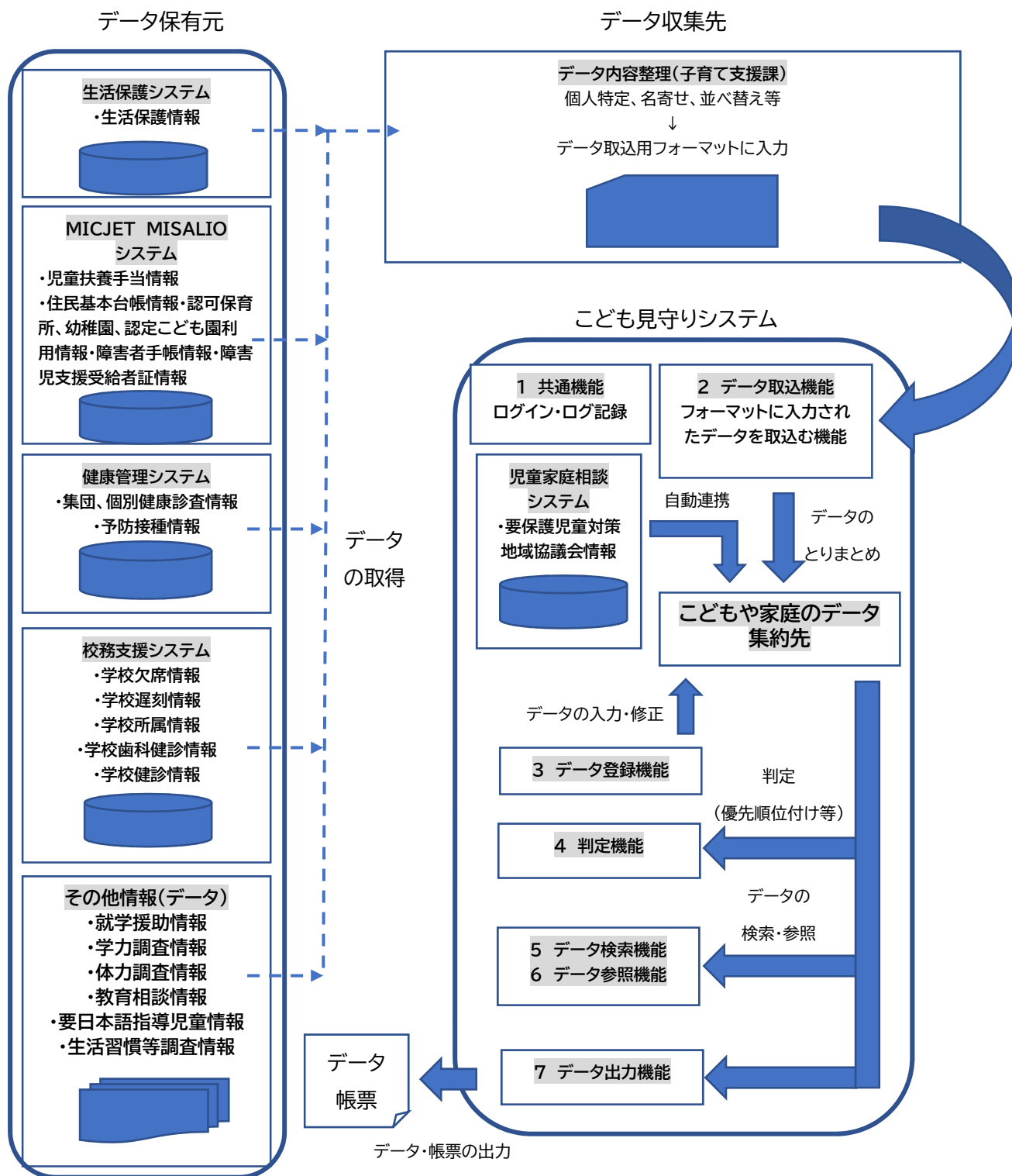
③複数の関係者が集まり、支援方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証を行う場合、プライバシーに配慮の上、当該業務に必要な範囲の関係者に必要最小限の情報のみを提供するようにすること。

▶支援担当者会議にて支援が必要と判定されたこどもについて、活用主体である市内小中学校・教育相談センター・こども家庭センター等に対してこどもに対する偏見や不当な扱い等が

生じないよう十分配慮するとともに、個人情報の取扱い、プライバシーの保護について周知徹底している。

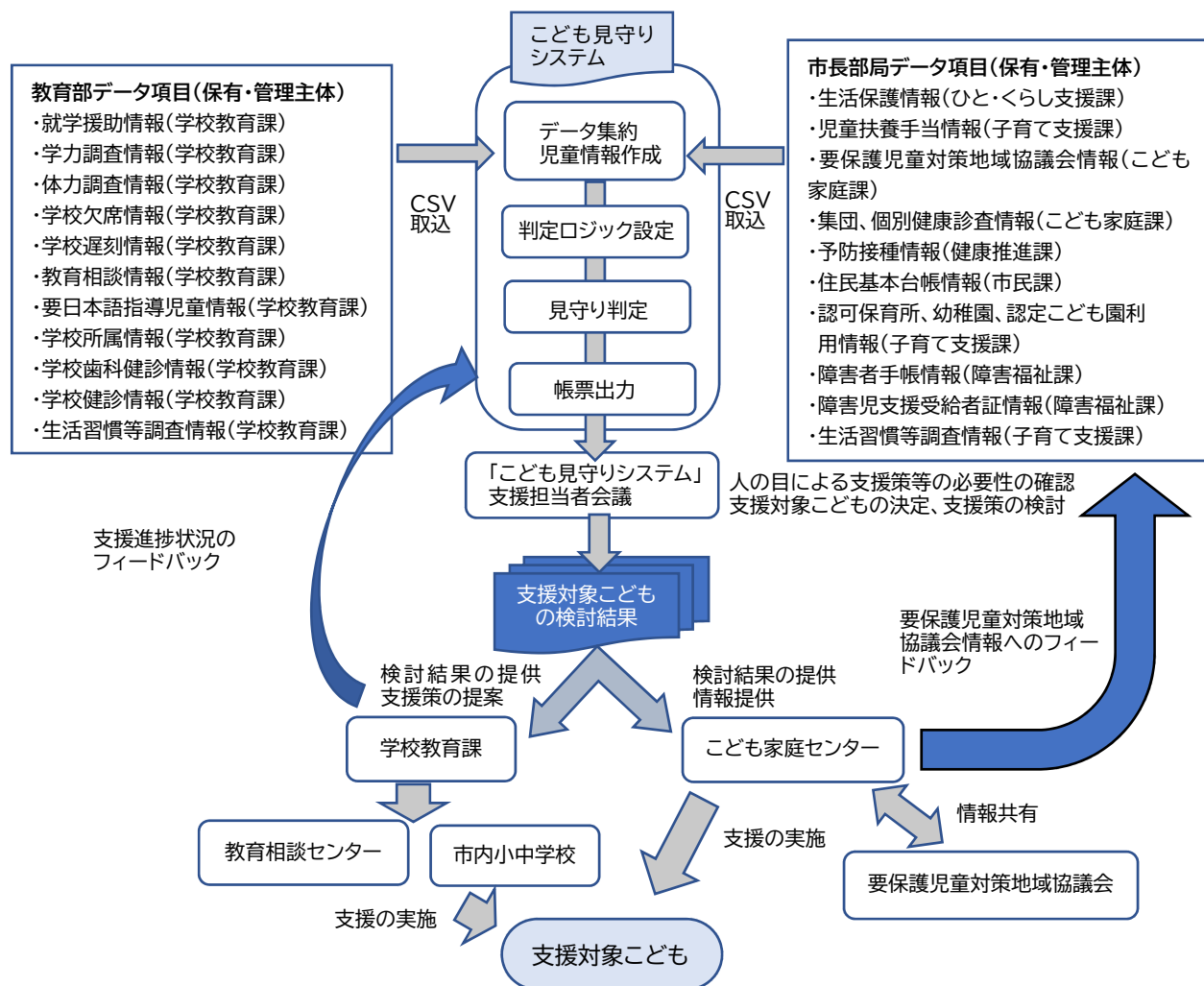
【2-5 実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み(図)】

こども見守りシステムを運用するにあたり、データの連携元となるシステム等及びデータの流について下図のとおり整理する。



【2-6 人の目による確認や支援方策の検討の在り方】

「こども見守りシステム」は、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、本市が保有しているこどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを連携させることを通じ、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階(事前領域)で効果的な支援につなげることを目的として構築しています。



総括管理主体(子育て支援課)は必要なデータ項目を選定する。選定した情報を収集し、上半期・下半期の年に2回「こども見守りシステム」へ取り込みを実施。

その後、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するために設定した「判定ロジック」により選定した情報からの判定(見守り判定)を行う。見守りが必要と判定されたこどもについて、「こども見守りシステム」支援担当者会議へ判定結果を提供し、アセスメント内容等共有することで支援対象こどもを決定する。支援対象こどもへの支援策を検討し、学校教育課を通じて市内小中学校・教育相談センターへ情報提供を行う。また、必要に応じてこども家庭センターへ情報提供を行い、要保護児童対策地域協議会での支援につなげていく。

【2-6-1 「こども見守りシステム」の判定ロジックについて】

「こども見守りシステム」で設定した判定ロジックは、「貧困」と「不登校」を支援の優先する政策目的とし、①物的資源の欠如②ヒューマンキャピタルの欠如③ソーシャルキャピタルの欠如の項目を基準としている。

見守り判定は①②③の3つの各項目の小分類、中分類の判定結果を基に大分類判定を行い、下図のとおり大分類の判定結果から見守り判定を実施する。

なお、判定ロジックは、分析主体(外部事業者)等によるシステムの効果検証(判定ロジック、傾向分析等)を実施することにより、必要に応じて適時変更を行い、精度の向上を図っていく。

①小分類判定→大分類判定へ

大分類	中分類	小分類	小分類判定
①物的資源等	経済状況	生活保護	a
		児童扶養手当	b
		就学援助	b
	経済状況 中分類判定	小分類判定を中分類判定とする。ただし、小分類判定に複数該当する場合、上位の判定を中分類判定とする。	
	養育力	要保護児童	要支援児童等、措置児童、支援対象=a
養育力 中分類判定	小分類判定を中分類判定とする。		
①物的資源 大分類判定	下記のとおりで大分類判定とする。(経済状況中分類+養育力中いるしゅう分類) a+a=a、b+a=a 但し、いずれかの中分類判定が無い場合は、一方の中分類判定を大分類判定とする。		
②ヒューマン キャピタル	学力	全教科平均偏差値	30 未満=a 30 以上 40 未満=b 40 以上 45 未満=c
		全教科平均偏差値の対前年 変化量	▲10 未満=a ▲10 以上▲5 未満=b ▲5 以上 0 未満=c
	学力 中分類判定	小分類判定を下記のように組み合わせて中分類判定とする。a+a=a、a+b=a、a+c=a、b+b=b、b+c=b、c+c=b 但し、いずれかの小分類判定が無い場合は、一方の小分類判定を中分類判定とする。	

大分類	中分類	小分類	小分類判定
	健康・体力	体力調査 全カテゴリーの総合評価	1=a 2=b
		体力調査 全カテゴリーの総合評価の対前年変化量	▲4以上▲2未満=a ▲2=b
	健康・体力 中分類判定	小分類判定を下記のように組み合わせて中分類判定とする。 $a+a=a$ 、 $a+b=a$ 、 $b+b=a$ 但し、いずれかの小分類判定が無い場合は、一方の小分類判定を中分類判定とする。	
②ヒューマン キャピタル 大分類判定	下記のとおり大分類判定とする。(学力中分類+健康・体力中分類) $a+a=a$ 、 $a+b=a$ 、 $b+a=a$ 、 $b+b=b$ 、 $c+a=a$ 、 $c+b=b$ ただし、いずれかの中分類判定がない場合は一方の中分類判定を大分類判定とする。		
③ソーシャル キャピタル	学校関係	欠席(不登校)状況	直近半年の 7 日以上の 欠席月数 3 月以上=a、2 月=b 1 月=c ※ただし、半年分の欠 席日数が 30 日を超え る場合は a 判定とする。
	学校関係 中分類判定	欠席(不登校)状況の小分類判定を中分類判定とする。	
③ソーシャル キャピタル 大分類判定	学校関係の中分類判定を大分類判定とする。		

②大分類判定→見守り判定へ

全年齢とも下記の基準に沿って判定を実施する。

【①に判定が付いている児童】

- ・①②③のいずれかに a がある場合、見守り判定は A
- ・いずれにも a が無い場合、見守り判定は①=③>②の順位優劣により決定する。
- ・より上位優劣に b があれば見守り判定は B
- ・より上位優劣に c があれば見守り判定は C
- ・いずれも c の場合、見守り判定は判定対象外
- ・例外として①のみ判定が付き、かつ①が b の場合、見守り判定は判定対象外

【③に判定が付き、①の判定が付いていない児童】

- ・②③のいずれかに a がある場合、見守り判定は A
- ・いずれにも a がない場合、見守り判定は③>②の順位優劣により決定する。
- ・より上位優劣に b があれば見守り判定は B
- ・より上位優劣に c があれば見守り判定は C
- ・いずれも c の場合、見守り判定は判定対象外

また、令和 6 年度国実証事業のデータ分析の結果として得られた新しいアルゴリズム(フローチャートに基づいて各こどもにスコアを付すことで、今後困難の類型に該当する確率を示すもの)も令和7年度途中に実装し、こどもを抽出する際の一つの要素として上記判定ロジックと併用して利用する予定である。

【2-6-2 基本連携データ項目を用いた抽出について】

別府市の小学 1 年生～中学 3 年生を対象とし、取得可能な基本連携データ項目(14 項目、別紙「10 基本連携データ項目の利用計画」に記載)における該当項目数を調査する。調査対象者のうち、該当項目数が多い上位 20 名について抽出し、【2-7】の手順で困難の類型(不登校・貧困)への該当有無を確認する。

【2-7 想定される具体的な支援・見守りの手法やそれを担う関係機関等の名称】

こども見守りシステムで判定した児童については、下記(1)(2)の順を追って、支援につながる。なお、支援全体の流れ、見守りの手法、支援を実施する関係機関等については、【2-6の図】を参照されたい。

(1) 人の目による支援等の必要性の確認

「こども見守りシステム」では、データを活用することで、支援の必要性が高いと思われるこどもを抽出するが、データだけをもって困難等が「ある」と断定することはプライバシーの保護や差別偏見の助長を防ぐという観点から許容されず、人の目により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要がある。

「こども見守りシステム」の見守り判定において、支援の必要性が高いと抽出されたこどもの情報を、関係各課で構成される「こども見守りシステム」支援担当者会議に提供し、教育現場や母子保健、児童福祉等、多様な観点からアセスメントをすることで支援の必要性や緊急性を検討していく。

また、支援が必要と判断されたこどもについては、必要に応じて複数の機関と連携・協同し、個別の具体的な支援策を検討する。

(2) 支援の実施

支援が必要と判断されたこどもについて、これまで支援につながる事がなかったこども

や家庭へのアプローチを行うことも想定される。活用主体でのアプローチにあたっては、まずは対象者との関係構築が必要となる場合も多く、こどもや家庭と行政や学校等との間に既に存在する接点、面会の機会等を活用する等して、相談しやすい関係づくりを行うことが重要であると考えられる。

乳幼児健診における問診や乳幼児全戸訪問の機会、学校において教師からこどもへの声掛け、児童扶養手当現況届の提出に際する面談の機会等様々なアプローチを通じて、決定した支援方針に基づき、支援や見守りを実施する。

また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関等と連携した支援を行う。

支援の進捗状況は「こども見守りシステム」にフィードバックし、記録していくことで必要に応じて支援策の再検討を実施する。

【2-8 事業効果の評価・分析方針】

「こども見守りシステム」の取組においては、その結果・分析し、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階(事前領域)での支援の質の向上を図っていく必要がある。

政策目的に併せた Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善策の検討)のサイクルに基づいて、事業効果を評価・分析(C)した上で、定期的に改善策の検討(A)を行っていく。また、分析主体((一社)EVIDENCE STUDIO、(株)オーイーシー、半熟仮想(株))を活用し、こども見守りシステムの効果検証(判定ロジック、収集データ項目の検証、見守り判定対象のこどもの傾向分析)や精度向上の提案、支援が必要なこどもの支援策の提案等を実施していく。

なお、判定ロジックの効果検証では、抽出された児童に対して基本連携データ項目の該当項目数を調べることで、本実証における基本連携データ項目の有効性を検討する。

【2－9事業の実施スケジュール】

令和7年度の国実証事業では下記スケジュールに基づいて事業を実施していく予定である。事業番号①～⑤については次章【3－1 実証事業に必要な経費】の事業番号と一致させている。

団体	内容	令和7年									令和8年		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
こども家庭庁	事業行程※公募要領より	・5月下旬＝採択先決定 ・順次協定・契約、実証開始		・個人情報整理	・データ連携の仕組み構築 ・データ連携の実施		・人による支援検討 ・中間報告会		・支援実施		・実証概ね終了 ・成果取りまとめ	・成果報告会	・実証事業終了
別府市	通常システム運用（抽出から支援まで）	・個人情報目的外利用の庁内合議	・データ収集、整理（R6後期分）		・個別支援者抽出	・支援担当者会議準備	・支援担当者会議	・個別支援実施		・支援結果報告	・支援結果システム反映		
	R7データ連携事業	・5月中旬応募 ・5月下旬結果通知	・協定、契約実証事業開始	・国事業「定例、臨時協議参加」「作成物協力」【随時】 ・国実証事業に係る①～⑤事業について「こども家庭庁、検証受託事業者、参画事業者」と連携して実施 ・中間報告会、成果報告会での発表							・事業完了確認		
EVIDENCE STUDIO オーイシー 半熟飯想	①事業全体総括		・協定、契約	・事業開始から終了までの事業総括（連絡調整、進捗管理等）							・事業完了届の提出		
	①事業全体総括（データ郵送手続き）			・利用開始手続き					・利用終了手続き				
	②過去データ収集・整理事業		・準備	・データ収集 ・データ整理 ※収集整理データを④事業へ									
	③生活習慣等調査事業		・有識者等の検討	・内容検討、決定 ・仕組の構築 ※9月に調査実施予定 ※調査データを④事業へ			・報告書の作成、提出						
	④データ分析事業			・分析手法検討		・データ受取後、データ分析 ※データ分析結果を⑤事業へ		・報告書の作成、提出					
	⑤新たな支援方法の提案事業					・データ分析結果を基に支援策提案 ※支援策提案を「人によるアセスメント（支援担当者会議）」で活用		・報告書の作成、提出					
	（その他）国事業協力			・国事業「定例、臨時協議参加」「作成物協力」【随時】 ・国実証事業に係る①～⑤事業について「こども家庭庁、検証受託事業者、別府市」と連携して実施 ・中間報告会、成果報告会への参加									

3 実証事業に必要な経費等

【3-1 実証事業に必要な経費】

(円)

内容	金額	備考
① 事業全体総括	3,520,000	
② 過去データ収集・整理事業	2,750,000	
③ 生活習慣等調査事業	2,297,000	
④ データ分析事業	3,353,000	
⑤ 新たな支援方法の提案事業	3,080,000	
合計(税込)	15,000,000	

※上記は「(一社)EVIDENCE STUDIO」、「(株)オーイーシー」、「半熟仮想(株)」の業務。

各経費計上業務の具体的な業務内容は以下のとおり。

【各業務の具体的な業務内容】

① 事業全体総括((一社)EVIDENCE STUDIO)

- ・代表参画事業者として国実証事業に伴う全事業について、関係団体間の連絡調整・進捗管理・契約、協定事務・支払事務等の総括業務を行う。
- ・データ分析に伴う、データ郵送手続きを行う。
- ・事業全体の総括報告書を作成し、別府市に提出する。

② 過去データ収集・整理事業((一社)EVIDENCE STUDIO／(株)オーイーシー)

- ・過去データ収集に伴う「データ収集業務」「データ整理業務」を行う。
 - ・上記作業に担務するものは、本市職員の指示を受けると共に、別府市役所内で作業を行う。作業期間については事業実施スケジュールの通り。
 - ・国実証事業の協定・契約時に本市が定める「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を締結する。
- ※②事業で収集・整理した過去データは、④事業にてデータ分析を行うものとする。

③ 生活習慣等調査事業((一社)EVIDENCE STUDIO／半熟仮想(株))

- ・令和 7 年度に本市が新規で実施する生活習慣等調査について「内容の検討・決定」「仕組の構築」を実施する。
 - ・「内容の検討・決定」では、昨年度収集データの不足内容を検討することに加え、有識者の意見を聴取(選定・調整、レビュー、FIX)するとともに、本市との協議を実施することで調査内容を決定する。
 - ・「仕組の構築」では「本市が単独で容易に実施・集計できる」「次年度以降も継続して実施できる」仕様の仕組を構築する。(本市が 9 月に調査を実施できるようなスケジュールにて)
 - ・③事業に関する報告書を作成し、本市に提出する。
- ※③事業で収集した新規取得データは、④事業にてデータ分析を行うものとする。

④ データ分析事業(半熟仮想(株))

・本市からのマスキングデータ提供を受け下記項目についてデータ分析を行う。

- (1) 貧困、不登校と各データの関連性
- (2) 貧困、不登校になる児童の傾向
- (3) 判定ロジック精度向上の提案(有用なデータやアルゴリズム等の考察)
- (4) 昨年度分析結果と今年度分析結果の比較
- (5) その他、別府市が要望する分析(地域ごと、学校ごとなど)

※データ加工、多数のモデル構築(評価・比較・選択)、新旧システム(分析結果)比較、資料作成説明等含む

・データ分析主体として③事業に協力する。

・④事業に関する報告書を作成し、本市に提出する。

※④事業のデータ分析結果は、⑤事業の支援方法検討の際に利用するものとする。

⑤ 新たな支援方法の提案事業((一社)EVIDENCE STUDIO／半熟仮想(株))

・④事業の結果を基に、データ分析の観点から導き出される新たな支援方法の提案を行う。

※クラスタリング、クラスタリング結果と既存支援との紐づけ、支援策不足検討、資料作成・説明含む

・⑤事業に関する報告書を作成し、本市に提出する。

※本市は国実証事業の「人によるアセスメント(支援担当者会議)」にて提案を活用するとともに、次年度以降の事業検討材料とする。

※代表参画事業者及び参画事業者は上記事業内容のほか、国実証事業に係る業務(協議への参加・国成果物の作成等)に協力する。

【3-2 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先】

当事業において発生、取得した財産等の帰属先については下記のとおりとする。

財産等の内容	帰属先
国実証事業に関する成果物 全て	別府市
国実証事業に関する成果物 (但し、個人情報の保護に関する法律第 2 条各項において定義される「個人情報」を含まないものに限る)	こども家庭庁(検証受託事業者) (一社)EVIDENCE STUDIO (株)オーイーシー 半熟仮想(株)